

【H17.1.20 滋賀県造林公社臨時理事会 資料】

(仮称) 滋賀県造林公社経営改善検討会議の設置について (案)

1. 設置の目的

公社経営林の将来ビジョンを策定するため、経営の状況を分析し課題を共有するとともに、改善に向けた協議検討を行い、社員総意による公社経営の新しい経営計画を作成することを目的とする。

2. 設置方法

今後の公社経営にかかる重要な案件であるため、臨時理事会により承認を受け設置するものとする。

3. 会議の性格

協議検討内容は部外秘とする。

4. 構成員

社員ならびに(社)滋賀県造林公社の関係職員により構成する。

なお、社員のうち上流社員である市町村については、当面は滋賀県が代表する。

また、必要に応じて、専門家等の意見を求めるものとする。

5. 運営

(社)滋賀県造林公社事務局長が招集し開催する。

(仮称) 滋賀県造林公社経営改善検討会議構成員 (案)

団 体 名	役 職 名
滋 賀 県	琵琶湖環境部 林務緑政課長 琵琶湖環境部 森林保全課長
大 阪 府	企画調整部 企画室 副理事 環境農政部 緑整備室 森林管理課長
大 阪 市	水道局 工務部 計画課長 計画調整局企画調整部 監理団体担当課長
兵 庫 県	県民政策部 政策室 ビジョン担当課長
神 戸 市	水道局 総務部 主幹
尼 崎 市	水道局 総務部 経営管理課長
西 宮 市	水道局 水道総括室 経営管理グループ長
伊 丹 市	水道局 総務課長
阪神水道企業団	総務部 経営管理課長
滋賀県造林公社	事務局長